



食品廃棄物等リデュース・リサイクル推進事業費

2019年度予算（案）
93百万円（70百万円）

環境再生・資源循環局
総務課リサイクル推進室

背景・目的

我が国では食品リサイクル法（平成12年法律第116号）に基づき食品廃棄物のリサイクルが進められている。食品廃棄物のリサイクル率は、法制定時に比べて改善（37%→85%）されたものの近年横ばい傾向にあり、更なるリサイクルの促進に向けた対策が必要。その際、過去の食品廃棄物の不正転売事案を踏まえつつ、食品廃棄物の適正処理に継続的に取り組んでいく必要がある。

一方で、本来食べられるにも関わらず捨てられる食品ロスに関しては、環境・経済・福祉等の様々な観点から国内外で注目されてきている。国際的には、国連持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの1つに食品ロスの削減が掲げられている。国内では、第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）にも削減目標が掲げられただけでなく、国会でも、食品ロス削減の推進に係る法律の制定に関する議論がなされており、次の通常国会において審議がなされる見通しである。食品ロス削減のためには、国民一人ひとりに食品ロスについて周知を図る必要があるが、その際に地方自治体が果たす役割が大きい。他方で、自治体等の中には、食品ロスの削減に係る取組に充てられる予算・人員が限られている自治体もある。

事業概要

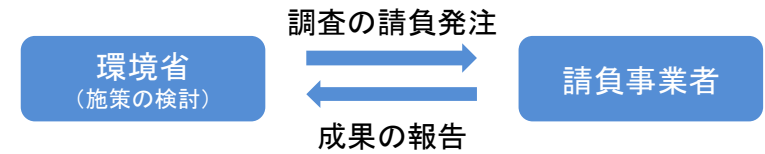
1. 食品リサイクル法に基づく安全・安心な3R促進事業

- 食品リサイクルが進んでいない地域においてその原因を明らかにするとともに、国、自治体、食品関連事業者及び再生利用事業者等が実施可能な対策について検討する。また、再生利用事業者による食品リサイクルの効率化に係る工夫等について調査し、結果を関係者間で共有することで、食品リサイクルの促進を図る。
- 食品関連事業者及び再生利用事業者等向けのセミナーを開催するなどして食品廃棄物処理に係るマッチングを図る。
- 食品関連事業者及び登録再生利用事業者等への指導を継続的に実施する。

2. 地域力を活かした食品ロス削減等促進事業

- 地方自治体の家庭系食品ロスの排出実態調査及び削減計画策定を支援する。
- 地方自治体向けの食品ロス削減マニュアル及び地方自治体が活用可能な普及啓発資料を作成し、提供することで、地方自治体による食品ロス削減対策を促進する。
- 学校給食から排出される食品廃棄物の3Rの実施及び当該3Rの取組を題材とした食育・環境教育活動の実施等について、地方自治体を支援する。
- 食品ロスに係るHPを整備するとともに食品ロス削減全国大会を開催するなどして、全国規模での普及啓発を行い、消費者の間での食品ロスに関する認知度の向上を図る。

事業スキーム



期待される効果

- ・食品廃棄物の適正処理と食品リサイクルの促進の同時達成
- ・日本全体での効果的・効率的な家庭系食品ロスの削減

イメージ

食品リサイクルの促進 (リサイクルループの形成)



食品ロスの削減

